

公開買付代理及び事務取扱い契約書

2025 年 5 月 27 日

株式会社レオパレス 21

S M B C 日興証券株式会社

## 公開買付代理及び事務取扱い契約書

株式会社レオパレス 21 (以下「甲」という。)とSMB C日興証券株式会社 (以下「乙」という。)とは、甲による自社の株主に対する金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号、以下「法」という。) 第 27 条の 22 の 2 以下に定める発行者による本契約第 1 条第 1 項第 1 号に定める自己株式の公開買付け (以下「本公開買付け」という。) に関し、下記のとおり契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

### (公開買付けの内容)

第 1 条 甲は以下の各号に掲げる基本条件により本公開買付けを行うことを意図している。

① 買付ける株式の種類：

株式会社レオパレス 21 普通株式 (以下「本株式」という。)

② 買付予定数：137, 072, 803 株

但し、応募株式 (本契約第 3 条第 1 項第 2 号に定義する。) の総数が 137, 072, 803 株以下のときは、応募株式の全部の買付けを行う。応募株式の総数が 137, 072, 803 株を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けをしないものとし、法令の定めに基づき本公開買付けに関する公開買付届出書 (その訂正届出書を含み、以下総称して「公開買付届出書」という。) に記載する方法であつた比例により計算された数の応募株式を買付ける。

③ 買付価格：本株式 1 株につき、金 522 円

④ 公開買付期間：2025 年 5 月 28 日から 2025 年 6 月 24 日まで

⑤ 本公開買付けの決済の開始日：2025 年 7 月 16 日

⑥ その他の条件：

本公開買付けは、本公開買付けに関する公開買付届出書 (以下「公開買付届出書」という。) に記載された諸条件 (本契約に定められた条件を含む。) に従い実施されるものとする。

2. 前項に定める基本条件につき変更がある場合、甲は、乙との協議によりこれを決定し、法令の規定に従って当該変更について必要な手続を行う。

### (公開買付けの代理及び公開買付事務の委託)

第 2 条 甲は、本契約の条項に従い、乙に対し、本公開買付けに関し、甲を代理して本株式の買付けを行うこと及び法第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 2 第 4 項に定める事務その他本公開買付けに係る業務 (以下「本委託業務」という。) を行うことを委託し、乙はこれを受託する。

2. 甲は、本公開買付けの代理人である乙が、同時に甲の株主として本公開買付けの応募手続を行う場合があることを認識し、そのような行為を承認する。

3. 甲は、本公開買付けの代理人である乙が、同時に日本国外に居住する甲の

株主の常任代理人として本公開買付けの応募手続を行う場合があることを認識し、そのような行為を承認する。

### (本委託業務の内容)

第3条 本委託業務の内容は以下のとおりとする。

- ①法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の9に従い、本公開買付けに関する公開買付説明書（その訂正にかかる説明書を含み、以下「公開買付説明書」という。）を、本公開買付けに応募しようとする甲の株主（以下「応募株主」という。）に対し交付すること。
- ②応募株主の保有する本株式が、乙に設定された応募株主の口座に記録されることを条件として、応募株主による本公開買付けに対する当該本株式の応募（かかる応募された当該本株式を、以下「応募株式」という。）を受付け、本公開買付けに関連して応募株主が乙に交付する書類を受領すること。
- ③応募株式について、乙の注文管理システム上、本公開買付けへの応募注文が執行維持されている状態（以下、かかる状態を「応募状態」という。）とし、本条本項第4号又は第5号に基づき応募株式につき応募状態の解除を行うか、又は本条本項第6号に基づき応募株式につき乙に設定された甲の口座に記録するまで、乙に設定された応募株主の口座から振替を行わず、かつ、応募状態を維持すること。
- ④法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の12に従い、応募株主による本公開買付けに係る契約の解除を受付け、その後遅滞なく当該解除に係る応募株式について応募状態を解除すること。
- ⑤本契約第1条第1項第2号但書により、応募株式の買付けが行われない場合、応募株式について応募状態を解除すること。
- ⑥本契約第8条に従い甲が送金する資金を受領し、第1条第1項第5号に定める決済の開始日（以下「決済の開始日」という。）に甲が買付ける応募株式について乙に設定された甲の口座に記録すること。
- ⑦本契約第8条に従い甲から資金を送金されることを条件として、決済の開始日に、買付けることとなった応募株式の買付代金から、法令上必要な場合は、源泉徴収税を控除した金額を応募株主へ支払うこと。
- ⑧応募株式の数、買付けを行う応募株式の数、決済の方法及び開始日等に関し第1条第1項第4号に定める公開買付期間の末日（以下「公開買付期間の末日」という。）の翌日に行う本公開買付けの結果に関する公表の手配をすること。
- ⑨法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の2第5項及び金融商品取引法施行令第14条の3の3第5項に従い、公開買付期間の末日後遅滞なく、各応募株主からの応募株式の買付けに関する公開買付けによる買付け等の通知書を作成し、各応募株主に送付すること。
- ⑩前各号に定めるほか、本契約において、乙が甲のために行うものとして定められている業務を行うこと。

- ①前各号に定めるほか、本委託業務に関して、法令ならびに金融商品取引所及び日本証券業協会の諸規則に基づき乙が行うことを必要とされる行為をなすこと。
2. 前項の規定にかかわらず、法令で認められる場合には、公開買付説明書及び買付け等の通知書について、乙は書面の交付等に代えて、書面に記載すべき事項を電子的に交付する方法をとることができる。

#### (甲の表明及び約束)

第4条 甲は乙に対して、以下のことを表明し、約束する。

- ①法令に従い、公開買付届出書及び公開買付報告書（法令上要求される場合か否かを問わず、これらの書類の訂正分を含む。）を作成して、これを関東財務局長に提出し、かつ、公開買付説明書、公告文及び公表文（法令上要求される場合か否かを問わず、これらの書類の訂正分を含む。）を作成して、これを乙に交付し、また、その他本公開買付けに適用ある法令（日本国の内外を問わない。）を遵守して本公開買付け及びその関連取引を行うこと。
- ②前号に基づき甲が作成又は提出する書類（公開買付説明書を含み、また甲が乙の補佐を受けて作成する書類を含む。）を、乙が合理的な範囲において要請する部数を、甲の費用負担において乙に対し、速やかに提供すること。
- ③公開買付期間を変更し、又は決済の開始日を変更する場合には、本契約第7条に従って、乙に通知を行った上で、法令に従って必要な一切の手続を行うこと。
- ④本公開買付けの実施又は完了の如何にかかわらず、本条第1号に基づき甲が作成する公開買付届出書、公開買付報告書、公開買付説明書及び公告文（これらの書類の訂正分を含む。）、本公開買付けに関して甲が作成又は承認する公表文（プレス・リリース文を含む。）その他の発表資料ならびに本公開買付けに関して甲が乙に提供するその他の資料は、法令に従って作成され、かつ、かかる資料には、重要な事項について虚偽の表示又は記載がなく、また表示もしくは記載すべき重要な事項又は誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示又は記載が欠けていないこと。
- ⑤適用法令又は定款等の組織の基本文書の定めるところに基づき甲が行うべき取締役会の決議その他の社内手続を適法に行うこと。
- ⑥乙がみなし配当に係る源泉徴収事務を確実にを行うため、甲は乙に対し、本株式1株あたりの買付代金のうち、税務上配当とみなされる部分に係る金額を、乙の定めた期日までに乙所定の方法により通知すること。
- ⑦本公開買付けの決済が完了するまでの間に、本公開買付けに影響を及ぼすことがありうる事由が甲について発生したときは、速やかにこれを乙に通知すること。

#### (乙の約束)

第5条 乙は、甲に対し、本委託業務を、本契約の条項ならびに公開買付届出書及び公開買付説明書の記載に従い、法令ならびに金融商品取引所及び日本証券業協会の諸規則を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって遂行することを約束する。

#### (公開買付けの状況報告)

第6条 乙は、公開買付期間を通じ適宜、又は甲の要請により、本公開買付けに対する応募株主の応募の状況を甲に報告する。

2. 乙は、前項に規定する報告の他、乙が本委託業務の遂行に関し、甲が合理的な理由をもって要求する事項について、速やかに甲に報告する。
3. 乙は、公開買付期間を通じ、甲の事前の承諾なしに、甲以外の第三者に対し、本公開買付けに関する情報等を開示してはならない。但し、裁判所、財務省、金融庁、証券取引等監視委員会、金融商品取引所、日本証券業協会等の政府機関もしくは自主規制団体による要請又は法令に基づく場合を除く。

#### (甲による通知)

第7条 甲は本公開買付けに係る申込みの撤回、契約の解除もしくは買付条件等を変更しようとするとき、又は法令上公開買付届出書、公開買付説明書もしくは公開買付開始公告に訂正を必要とする事由が発生したときは、乙に速やかに通知する。

#### (買付資金の送金)

第8条 甲は、本公開買付けにより、甲が乙を通じて買付ける本株式の合計株数に本契約第1条第1項第3号に定める買付価格を乗じて得られる金額を、決済の開始日の前日（当該日が銀行の営業日でない場合は、その直前の銀行の営業日とする。以下同じ。）の正午までに乙の指定する銀行口座に即時現金化可能な資金により日本円で電信送金する。送金にかかる手数料等については甲の負担とし、甲は本条による送金額からかかる送金にかかる手数料等を差し引かないものとする。

#### (手数料)

第9条 甲は、本委託業務の遂行に関する手数料として別途定める金額にその消費税（地方消費税を含む。）を加えた金額を乙に対して支払う。かかる金額の支払いは、決済の開始日の前日までに、乙の指定する銀行口座に即時現金化可能な資金により日本円で電信送金することにより行われるものとする。

#### (費用の払戻し)

第10条 甲は、乙に対し、前条に定める手数料のほか、本公開買付け実行の如何に

かかわらず、乙が本公開買付けに関して支弁する以下の合理的な費用を、乙の請求により速やかに支払う。

- ①公開買付説明書その他本契約上乙に要求される書類の作成、印刷、公告、公表等に関して生じた一切の費用。
- ②応募株主への郵送にかかる費用。
- ③乙が甲の依頼により支弁するその他の費用。

#### (補償)

第 11 条 乙は、甲に対し、乙が故意又は過失により本契約に基づく義務を履行しなかった場合に、かかる不履行により甲が被り又は負担した一切の損害（合理的な弁護士費用及び付随する訴訟費用を含む。以下本条において同じ。）を補償するものとする。乙が本契約に基づく義務を履行したにもかかわらず、甲に損害が発生した場合は、当該損害が乙の故意又は重過失に起因する場合に限り、乙は当該損害を補償するものとする。

2. 甲は、本契約に基づく乙の義務の履行に起因又は関連して乙又は乙の役員若しくは従業員（以下「被補償者」という。）に生じる一切の損害につき、被補償者に対して補償し、被補償者に一切損害を被らせないようにするものとし、被補償者が訴訟その他裁判手続、行政手続又は規制機関の手続に対する準備及び防御に要した合理的な費用（弁護士報酬を含む。）を負担するものとする。ただし、被補償者の故意又は重過失に起因する場合を除く。

#### (訴訟等に係る通知・協力)

第 12 条 (イ) 本契約のいずれかの当事者（以下「被補償当事者」という。）が前条の規定に基づき自らが補償を受けることとなる事態の発生を認識したとき、又は(ロ) 本契約に関連して被補償当事者に対し本契約の他方当事者（以下「補償当事者」という。）以外の者から訴訟もしくはその他の司法手続が開始されたときは、被補償当事者は、補償当事者に対し速やかに書面により通知するものとする。但し、被補償当事者が補償当事者に対しかかる通知をしなかった場合においても、かかる補償当事者への通知の懈怠により被補償当事者が被り又は負担した損失、損害及び費用を除き、補償当事者は前条に基づく被補償当事者に対する債務を免除されない。

2. 前項(ロ)の場合、補償当事者は、被補償当事者の要請がある場合には、被補償当事者が防禦を行うために必要な協力（証拠資料の提供等を含むが、乙はその顧客に関する情報を甲に提供する義務を負うものではない。）を、法令上認容される限り、速やかに行う。
3. 本公開買付けに関する訴訟その他の司法手続の費用は、それらが乙の本契約に基づく義務の不履行に直接起因する場合を除き、すべて甲が負担する。

### (乙の免責)

第 13 条 乙は、本委託業務を行うにつき、応募株式の有効性もしくは完全性又はその権利の帰属について、当該応募株式又は応募に係る振替株式の振替申請者を真正と認めて行った処理に対し、それが真実と異なる結果、甲に生ずる損害もしくは費用については、一切責任を負わないものとする。

### (本契約の履行条件)

第 14 条 乙が本契約に定める義務を履行し、又は履行を継続するには、以下の各号を条件とする。

- ① 甲が本契約及びそれに関連する契約における義務に関して不履行に陥っていないこと。
- ② 甲の本契約第 4 条における表明及び約束が、真実かつ正確でありまた遵守されること。
- ③ 甲及び乙が別途締結する本公開買付けを乙の受託業務に含む契約が解約されていないこと。

### (未規定事項)

第 15 条 本契約に定めのない事項及び本契約の内容の解釈に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠意をもって協議し、これを解決する。

### (解除条項)

第 16 条 次の各号に掲げる事象が生じた場合、乙は甲への通知（ファクシミリによる通知を含む。）をもって本契約を解除することができる。

- ① 甲が本契約第 8 条の定めに従った買付資金の送金をしなかった場合。
- ② 甲に本契約上の義務の違反があり、乙が定めた期間内に当該違反が治癒されなかった場合。
- ③ 甲及び乙が別途締結する本公開買付けを乙の受託業務に含む契約が解約された場合。

### (存続効)

第 17 条 本契約第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 15 条、本条及び次条は、本契約締結日から、決済の開始日より 10 年を経過する日までの間これを適用する。

### (準拠法・裁判管轄)

第 18 条 本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

2. 本契約に関する一切の訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(以下本頁につき余白)

上記契約の証として本契約証書2通を作成し、甲及び乙は記名押印のうえ各1通を保有する。

2025年5月27日

東京都中野区本町二丁目54番11号  
甲： 株式会社レオパレス21  
代表取締役社長 宮尾 文也



東京都千代田区丸の内一丁目5番1号  
乙： SMBC日興証券株式会社  
常務執行役員  
M&Aアドバイザー本部長  
豊 泉 直 紀



1. 凡在本行开立存款账户的客户，均可向本行申请开立支票。

2. 支票的有效期为自签发之日起六个月内。

3. 支票的金额不得超过账户余额。

4. 支票的签发人必须为账户持有人或其授权代理人。

5. 支票的收款人必须为合法的收款人。

6. 支票的签发人必须对支票的金额负责。

7. 支票的收款人必须向本行提示支票。

8. 支票的提示期限为自签发之日起六个月内。

9. 支票的提示人必须向本行提供支票的复印件。

10. 支票的提示人必须向本行提供支票的原件。

